

## 北海道檜山沖における協議会（第1回）

日時 令和5年12月18日（月）13：30～15：30

場所 ホテルニューえさし

### ○国土交通省（事務局）

それでは定刻になりましたので、ただいまから再エネ海域利用法に基づく第1回北海道檜山沖における協議会を開催いたします。

本日は御多忙中のところ、皆様、御出席をいただき誠にありがとうございます。

私、国土交通省港湾局の榊原です。どうぞよろしくお願いいたします。

本日の会議は、一部の出席者はオンライン会議アプリを使って、各自の職場から本日の会議に参加いただいております。オンライン会議の開催に当たりまして、主にオンラインで出席されている構成員の方に向けてではございますが、事務的に留意点を4点申し上げます。

1点目です。音声がかぶるなどの問題が発生いたしますので、発言いただくのみ、カメラとマイクをオンにしてください。それ以外の状態ではカメラを停止状態に、音声をミュート状態にさせていただきますようお願いいたします。

2点目です。発言を御希望の際はチャット機能等を活用して、発言希望の有無を御入力いただきますようお願いいたします。順次、座長のほうから指名をさせていただきます。

3点目です。通信のトラブルが生じた際には、あらかじめお伝えしております事務局の電話番号に御連絡いただければと思います。改善が見られない場合には、電話にて音声をつなぐ形で進めさせていただきます。

4点目です。本日は通信状態が不安定でありますので、画像がにじむことなど、見にくい状況が発生することがありますので、あらかじめ御了承ください。

それでは、今回の協議会の趣旨について御説明いたします。

経済産業省と国土交通省では、2019年4月1日に施行されました海洋再生可能エネルギー発電設備に係る海域の利用促進に関する法律、いわゆる通称、再エネ海域利用法ですが、これに基づき、洋上風力発電の導入拡大に向けて日々取り組んでいるところでございます。後ほど資料を使いながら説明をさせていただきますが、北海道檜山沖につきましては、本年5月12日付で促進区域の指定に向けた有望な区域として整理をしております。

そして、再エネ海域利用法の規程に基づく協議会の組織等の準備に着手する旨を公表させていただいたところでございます。再エネ海域利用法及びこれらの経緯を踏まえて、経済産業省、国土交通省及び北海道庁が合同で本会議を設置することとしまして、関係者の皆様に日程調整をいただいて本日の開催に至りました。

この協議会では、本日、参考資料1でお配りしておりますが、再エネ海域利用法に基づきます基本方針、これに基づきまして協議をいただきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

また、この協議会は、基本方針に基づきまして透明性の確保や地域との連携を促進するなどの観点から、原則として公開で開催するものでございます。その方法につきましては後ほど説明いたしますこの協議会の運営規程案に基づいて、座長から協議会にお諮りをしていただいて決定されることとなりますが、事務局としましては、会議の様子をユーチューブで配信する。2つ目としまして、報道関係者による取材を認めるといった方法を考えてございます。併せて議事要旨及び議事録を作成して公開することについても想定しておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは続きまして、本協議会の出席者を御紹介させていただきます。なお、出席者を御紹介する間のみ、オンラインで御出席をいただいている方はカメラをオンにさせていただきますよう、よろしくお願いいたします。

それでは皆様、お手元の資料1が本協議会の名簿となっておりますので、そちらを併せて御確認いただければと思います。

まず経済産業省資源エネルギー庁資源エネルギー課風力政策室室長の石井様でございます。

○経済産業省（事務局）

石井でございます。今回は申し訳ございません、オンラインで参加をさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○国土交通省（事務局）

農林水産省水産庁漁港漁場整備部計画課計画官の森田様です。

○農林水産省水産庁

どうも、水産庁計画課の森田です。よろしくお願いします。

○国土交通省（事務局）

北海道経済部ゼロカーボン推進局風力担当局長の西岡様でございます。

○北海道経済部

西岡でございます。よろしくお願いいたします。

○国土交通省（事務局）

江差町町長、照井様です。

○江差町

照井です。よろしくお願いいたします。

○国土交通省（事務局）

上ノ国町町長、工藤様です。

○上ノ国町

工藤です。どうぞよろしくお願いいたします。

○国土交通省（事務局）

せたな町町長、高橋様です。

○せたな町

高橋です。よろしくお願いいたします。

○国土交通省（事務局）

八雲町町長、岩村様です。

○八雲町

岩村です。よろしくお願いいたします。

○国土交通省（事務局）

北海道漁業環境保全対策本部本部長、岩田様の代理で、本日は事務局長の上村様です。

○北海道漁業環境保全対策本部

上村です。よろしくお願いいたします。

○国土交通省（事務局）

ひやま漁業協同組合組合長の工藤様です。

○ひやま漁業協同組合

ひやま漁協の工藤です。よろしくお願いいたします。

○国土交通省（事務局）

ハートランドフェリー株式会社江差支店長の佐藤様です。

○ハートランドフェリー株式会社

佐藤です。よろしくお願いいたします。

○国土交通省（事務局）

東日本電信電話株式会社、本日は代理でNTTワールドエンジニアリングマリン株式会社担当課長の田島様です。

○NTTワールドエンジニアリングマリン株式会社

田島です。よろしくお願いいたします。

○国土交通省（事務局）

足利大学名誉教授の牛山様です。

○足利大学

牛山でございます。よろしくお願いいたします。

○国土交通省（事務局）

北海道科学大学名誉教授、白石様です。

○北海道科学大学

白石です。よろしくお願いいたします。

○国土交通省（事務局）

東京大学特任准教授、飯田様です。

○東京大学

飯田です。よろしくお願いいたします。

○国土交通省（事務局）

東邦大学准教授、竹内様です。

○東邦大学

竹内です。よろしくお願いいたします。

○国土交通省（事務局）

続きまして、オブザーバーの方の御紹介をさせていただきます。

環境省大臣官房環境影響評価課環境影響審査室室長補佐の鈴木様です。

○環境省

環境省の鈴木と申します。よろしくお願いいたします。

○国土交通省（事務局）

防衛省防衛政策局運用基盤課先任部員の若穂困様です。

○防衛省

若穂圃です。よろしくお願いいたします。

○国土交通省（事務局）

国土交通省気象庁大気海洋部観測整備計画課調査官の鈴木様です。

○気象庁（観測整備計画課）

気象庁の鈴木です。よろしくお願いいたします。

○国土交通省（事務局）

国土交通省気象庁大気海洋部環境・海洋気象課技術専門官、島村様です。

○気象庁（環境・海洋気象課）

気象庁の島村です。よろしくお願いいたします。

○国土交通省（事務局）

厚沢部町町長の佐藤様です。

○厚沢部町

佐藤です。よろしくお願いいたします。

○国土交通省（事務局）

今金町町長、中島様の代理で副町長の森様です。

○今金町

よろしくお願いいたします。

○国土交通省（事務局）

奥尻町町長、新村様です。

○奥尻町

新村です。よろしくお願いいたします。

○国土交通省（事務局）

乙部町町長、寺島様です。

○乙部町

寺島です。よろしくお願いいたします。

○国土交通省（事務局）

地方独立行政法人北海道立総合研究機構水産研究本部函館水産試験場調査研究部長の板谷様です。

○函館水産試験場

板谷です。よろしくお願いいたします。

○国土交通省（事務局）

地方独立行政法人北海道立総合研究機構水産研究本部さけます・内水面水産試験場さけます資源部長の藤原様です。

○北海道さけます・内水面水産試験場

藤原です。よろしくお願いいたします。

○国土交通省（事務局）

公益財団法人海洋生物環境研究所中央研究所海洋生物グループ主幹研究員の島様です。

○海洋生物環境研究所

島でございます。よろしくお願いいたします。

○国土交通省（事務局）

一般社団法人日本海さけ・ます増殖事業協会業務課長の安藤様です。

○日本海さけ・ます増殖事業協会

安藤です。よろしくお願ひいたします。

○国土交通省（事務局）

どうもありがとうございます。以上でございます。

ここで報道関係者の皆様には、協議会の運営に支障を来さぬよう、これ以降の撮影を御遠慮いただきますよう、お願ひ申し上げます。

続きまして、配付資料の確認をさせていただきますので、皆様、お手元の資料を御覧ください。まずお手元、議事次第がございまして、その下に資料1の出席者名簿、資料2の配席図、資料3が本協議会の運営規程案、資料4が、横長の資料となりますけども、第1回北海道檜山沖における協議会、資料5が、この檜山沖区域の概要図になります。それから参考資料としまして、参考資料1、再エネ海域利用法に基づく基本的な方針、参考資料2が促進区域指定ガイドライン、参考資料3が一般海域における占用公募制度の運用指針、参考資料4-1から6までが、各協議会における意見とりまとめとなります。参考資料5が洋上風力発電を持続可能な地域の形成につなげる振興策に関する要請というものになります。もし不足等がございましたらお知らせいただければと思いますが、皆様、よろしいでしょうか。ありがとうございます。

それでは、議題（1）「本協議会の運営について」、こちらにつきまして、事務局であります経済産業省、国土交通省及び北海道庁としまして、お手元に案をお配りさせていただきましたので、こちらのほうを御説明させていただきますので、資料3のほうを御覧いただければと思います。

まず第1章には総則としまして、第1条の組織、再エネ海域利用法の規程に基づきまして、北海道檜山沖について協議会を組織するというものでございます。

続きまして第3条ですけども、目的となりますが、北海道檜山沖の区域について促進区域の指定及び発電事業の実施に関して必要な協議、情報共有を行うということです。

第4条は協議事項です。次の各号に掲げる事項に関して協議、情報共有を行うということになっております。1つ目が促進区域の指定に関する事。2つ目が利害関係者との調

整に関すること。3つ目が公募の実施に当たって留意すべき事項に関すること。4つ目が発電設備の設置工事、発電事業の実施に関することとなっています。

次に第2章になりますが、こちらは構成員です。第5条では、構成員は別表に掲げる者をもって構成すると書いておりまして、この資料の一番最後のページに別表をつけておりますので、そちらを御確認いただければと思います。

次は第3章になります。座長及び副座長ということで、第6条では、協議会に座長及び副座長を置くということで、座長を1名、それから副座長を1名としております。次のページになりますが、3としまして、座長は互選により選任するとし、副座長は座長の指名により選任するということとしております。

第7条では、座長、副座長の職務、第8条では任期、それから第9条では任期満了の場合ということで、手続を示しております。

次の第4章でございますが、協議会の運営などについてです。第10条は基本原則です。協議会の運営は、再エネ海域利用法ですとか、本日、参考資料として配付をしております基本的な方針、促進区域指定ガイドライン、こういったものを踏まえて行うものとなっております。

第11条が協議会の運営についてです。まず構成員の過半数の出席がなければ開催することができないとしております。次に4としまして、協議会の構成員は関係行政機関の長に対して必要な助言、資料の提供、その他の協力を求めることができるとしております。また次の5には、4のほかに協議会の構成員以外の者に対して必要な助言、資料の提供、その他の協力を求めることができるとしています。6としまして、協議会は原則として公開で開催するとしています。7として、協議会中の取材については協議会の運営に支障を来さない範囲で認めるとしています。

そして第12条が議事要旨と議事録についてです。議事要旨及び議事録を作成しなければならないとしており、議事要旨、議事録に記載する内容としては、漢数字で示しておりますが、一、二、三、四となります。その次の算用数字の3では、議事要旨と議事録は公開するとしております。

第13条は協議結果の尊重義務です。協議会の構成員は、協議会において協議が調った事項については、その協議の結果を尊重しなければならないとしております。

第5章は事務局についてです。第14条では、協議会の事務を処理するため、経済産業省、国土交通省、北海道庁が事務局を担うとしております。

そして第6章が雑則になりますが、第16条として、構成員の責務を記載しております。協議会の構成員は、本日、参考資料としてお配りしております運用指針において、公募の開始から終了時までの間に地元関係者への接触を行い、本事業に係る公募による選定手続の公平性、透明性及び競争性を阻害したものでないことを占用公募制度の参加資格としていることに留意し、公募における選定手続の公平性、透明性、競争性の確保に努めなければならないとしております。

以上が資料3、本協議会の規程案の御説明となります。

ここで、ただいま御説明をさせていただきました規程案の第6条を御覧いただければと思います。この第6条に基づきまして座長等の選任をさせていただきたいと思っております。

本協議会には座長、副座長を置くこととし、座長については互選により選任され、会務を総理すること。また副座長は座長の指名により選任され、座長を補佐し、座長に事故があるとき、または座長が欠けたときには、その職務を代理することとしております。

それでは、この規程に基づきまして座長の互選に入らせていただきます。

本協議会の座長について御推挙がありましたらお願いいたします。

白石先生、お願いいたします。

#### ○北海道科学大学

よろしいでしょうか。私のほうから、長年にわたって風力発電に関する研究に取り組んでこられまして、国内海外の洋上風力発電に関する最新の動向にも詳しい牛山先生に本協議会の座長に御就任いただくのがよろしいかと思っております。

私のほうから、牛山先生を御推薦させていただきます。以上です。

#### ○国土交通省（事務局）

ありがとうございます。

ただいま、白石先生から牛山先生を座長にと御推挙されるとの御意見をいただきました。この御意見に御異議はありますか。

（「異議なし」の声あり）

#### ○国土交通省（事務局）

ありがとうございます。

それでは、牛山先生に座長をお願いして、以降の進行をお願いしたいと思います。

牛山先生、どうぞよろしくお願い申し上げます。

#### ○足利大学（座長）

承知しました。

ただいま御推挙をいただきまして、座長を務めることになりました牛山でございます。

どうぞ皆様、よろしく願いいたします。

早速でありますけれども、副座長については座長が指名するとされておりますので、私からは北海道科学大学の白石先生をお願いしたいというふうに思います。

白石先生は、以前、国土交通省におられた頃、私も一緒に共同研究をしたこともあったりとか、もう40年近いお付き合いでございます。そして北海道の御出身でもありますので、ぜひ協力いただければと思います。よろしく願いいたします。

それでは、協議会の公開の方法についてですけれども、先ほど事務局よりお話がありましたとおり、まず会議の様子をユーチューブで配信する。それから、報道関係者による取材及び傍聴を認める。議事録、議事要旨を作成するという方法でしたいと思っております。

では、先ほど御説明いただきました運営規則の案に関しましては、この案のとおりでよろしいでしょうか。

はい、どうぞ。

#### ○江差町

ただいま説明いただいた運営規程案に対してですけれども、江差町として思うところを申し上げさせていただきたいと思います。町長の照井でございます。

今御説明いただいた運営規程は概ねいいのかというふうに思いますけれども、ただ一点、オブザーバーの位置づけというところが明記されていないのではないかと懸念を持っています。今日も、この冒頭からオブザーバーとして各自治体の長の皆さんや、あるいは関係の皆さんが御臨席の中、会が進められようとしています。そのような中で、我々構成員とオブザーバーの役割、そしてオブザーバーで参加される方がどういう構成であるのか、どういうメンバーであるのか。この運営規程の中にしっかりと盛り込んで、今後の会議を進めていくべきだというふうに考えておりますので、お取り計らいをよろしく願いいた

します。

○足利大学（座長）

貴重な御意見をありがとうございました。

今日はこういう形ですけれども、いずれにしても次回以降、明確な位置づけというか、それを含めて進めてまいりたいと思います。

どうぞ。

○上ノ国町

照井町長との関連であります。実は私たちも、構成員とオブザーバーはどういう位置づけなのかと、正直、何回も苦慮しました。それで管内の利害関係者が集まって、どういうものかいいのかと、我々も構成員のメンバーですから。そして達した結果を今、読み上げさせていただきます。

オブザーバーは協議会の構成員ではないので、協議会の進行役から発言を求められた場合について発言すること。2つ目として、協議会にて協議が調った事項について協議結果を尊重しなければならない。それと併せて、当然ながら、私たち構成員は協議会におけるオブザーバーの意見を考慮するものと受け止めている。私たちの単なる利害関係者の申合せ事項ですけど、次の時点で、こういう形よろしいでしょうか。事務局の方、見解をお願いいたします。

○経済産業省（事務局）

経済産業省でございますけれども、よろしいですか。

○足利大学（座長）

石井室長、よろしくをお願いいたします。

○経済産業省（事務局）

今日、現地で参加したかったんですけど、申し訳ありません。本当に、こういう形になってしまいました。

お手元の今お諮りをさせていただいた資料3の協議会運営規程をもう一度御覧いただけ

ればと思います。この資料3の協議会運営規程、2ページ目、第4章に協議会の運営等というところがございます。ここの第11条のところの協議会の運営の中の第4項、それから第5項のところですけれども、ここで協議会の構成員の話が書かれております。協議会の構成員は、関係行政機関の長に対して必要な助言、資料の提供、その他の協力を求めることができるとか、あと第5項のところですけれども、協議会の構成員以外の者に対して必要な助言、資料の提供、その他の協力を求めることができるというふうにしております。すなわち、最初から構成員の方だけで構成されていて、この会が閉じるということではなくて、構成員以外の方々の資料の提供とか協力ということも前提にしております。

このあたりのところを踏まえまして、今御指摘いただいた内容、すなわちオブザーバーの方々に求める役割というものを少し整理して、次回、お示しできればというふうに考えておりますが、いかがでしょうか。

#### ○江差町

江差町の照井です。

次回までに、この規程をもう一度、オブザーバーの点について追記をしていただけたらという理解でよろしいでしょうか。

#### ○経済産業省（事務局）

今日、こういう形でオブザーバーについての御発言、オブザーバーに何を求めるのかというところについては今初めてお聞きしたところですので、お話しいただいた内容を考慮しながら、ここの第11条のところを、よりブレイクダウンする形で追記をする、ないしは、この規程の中の別紙というような形でオブザーバーを位置づけるとか、少し工夫をしたいというふうに思います。

今、照井町長からいただいたように、第2回ときには協議会の運営規程案に修正を施したものをお示しできればというふうに思います。

ありがとうございます。

#### ○足利大学（座長）

よろしいですか。はい、ありがとうございました。

ほかにはよろしいでしょうか。

それでは、先ほど御説明いただきましたように運営規程の案に関しましては、この案のとおりと。ただし、2回以降は、構成員以外という部分、これが多分、オブザーバーに相当すると思いますが、そこが追記される。あるいはブレークダウンされるということでございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

これでよろしいでしょうか。それでは、ありがとうございます。

本協議会の運営規程は、事務局案のとおりと。一部修正を加えてというふうになります。事務局案のとおりとしたいというふうに思ひます。

それでは続きまして、議題（2）「説明・意見交換」に入りたいと思ひます。

本日は配付資料を事務局から御説明いただき、それから構成員の皆様方から御質問、御意見を承るという形で進めさせていただきたいと思ひます。

それでは早速、事務局のほうから資料の説明をお願ひしたいと思ひます。

#### ○経済産業省（事務局）

経済産業省でございます。皆様のお手元の資料4、それから資料5について御説明をいたします。画面でも資料4が投影されておりますけれども、今日は第1回ということでございますので、この再エネ海域利用法の概要なども含めまして御説明できればと思ひます。

右下3ページ目からです。まず洋上風力発電を導入するべく、政府は今、取組を進めておりますけれども、この意義から御説明したいと思ひます。

洋上風力発電について導入を進める意義は3つあると思ひておひまして、1つ目が導入拡大の可能性というものです。日本は欧州に比べれば出遅れておりますけれども、やはり欧州を中心に世界で導入が拡大しておひまして、四方を海に囲まれた日本でも、欧州の北海周辺とは地形ですとか、風況が異なるものの、今後導入の拡大が期待できるというものが1つ目です。

2つ目がコスト競争力のある電源であるということでございます。昨今、インフレを背景に欧米ではやや停滞する事象も出ておりますけれども、遠浅の北海を中心に落札額がkWh当たり10円を切るような市場価格の事例というものが出てきております。

そして3つ目が、何と云っても、これは経済波及効果が大きいということです。洋上風力発電設備は部品点数が2～3万点とも言われておりますけれども、事業規模が大きく、地域経済を含めて関連産業への波及効果が高いという観点でございます。

続きまして4ページ目でございます。そういった大きく3つの観点から、私どもは洋上

風力を進めていくということで、2020年に洋上風力産業ビジョンというものを官民協議会を開催してとりまとめております。この中で3つの基本戦略というものをお示ししています。

下のほう、まず左側からですけれども、まず1つ目は魅力的な国内市場を創出するというので、政府による導入目標というものを明示しております。2030年までに1,000万kW、2040年までに3,000万～4,500万kWの案件を形成するという目標です。

それから2つ目の真ん中でございますけれども、産業界による目標ということで、2040年までに国内の調達比率を60%にする。それから発電コストについて、2030～35年までにkWh当たり8円～9円にするというもの。そして右側ですけれども、こちらは主に研究開発や実証でございますけれども、今は着床式がメインですけれども、将来を見通して、浮体式についての技術開発を進めていくというものでございます。

5ページ目でございます。この再エネ海域利用法の概要ですけれども、こちらの法律は2019年4月に施行されました。それまでは、この法律はなかったわけですが、大きく3つの課題がありました。

左側ですけれども、1つ目、まず海域利用に関する統一的なルールがないというものです。したがって、統一ルールがない中で、都道府県の条例に従って許可を得た事業者が3年から5年という短期のスパンで事業を実施していくというもの。これが1つ目の課題でした。

2つ目が、先行利用されている主に漁業者の方々ですけれども、そういった先行利用されている方々との調整に係る枠組みが存在しないというものです。

3つ目が、高コストというものです。

これらの課題に対応するという観点から再エネ海域利用法で措置をしてきているわけですが、1つ目の課題については、国が、この洋上風力を実施する海域を促進区域と指定をすれば、将来的に選定された事業者は長期にわたって、30年にわたって、事業を実施することができる。海域の占有が可能になるというものです。

2つ目の課題については、こちらはまさに今日開催させていただいておりますように、地元の漁業者等の関係者、それから国、自治体による協議会、これは法律に基づく協議会を設置して御議論をさせていただくというものです。

そして3つ目については、事業者を選定するにあたりましては、事業の実施内容に加え

まして、kWh当たりの電力価格についても併せて評価をしていくという形を取っています。

次の6ページ目でございます。再エネ海域利用法に基づいて基本方針が閣議決定されております。本日の資料にも御参考という形で入れさせていただいておりますけれども、基本方針は大きく4つの目標で構成をされています。

1つ目が、長期的、安定的かつ効率的な発電事業の実施というものです。長期にわたって海域を占有することから、信頼性がある、かつ国民負担抑制のためのコスト競争力のある電源を導入するということが重要です。

2つ目が、海洋の多様な利用等との調和です。これは極めて重要な課題です。漁業等と共存共栄した海洋再生可能エネルギー発電事業を実現するというもの。

3つ目が、公平性、公正性、透明性の確保というもの。

そして4つ目が、計画的かつ継続的な導入の促進ということです。これは洋上風力産業を健全に発展させていくためには継続的に市場をつくることが大事という観点から、計画的、それから継続的な洋上風力発電の促進を図るというものでございます。

次のページです。この再エネ海域利用法に基づく区域の創出、それから事業者公募までの流れを示したものです。左から御覧いただければと思いますけれども、毎年、私どもは情報提供を各都道府県からいただいております。情報提供をいただいた海域については、ほぼ自動的に、これは準備区域に位置づけられます。準備区域の中でも、左下の枠囲いがありますけれども、有望な区域の要件に合致している区域については有望な区域に位置づけられます。具体的には利害関係者が特定されていて、協議会を開始することについて同意が得られている。そういった条件ですけれども、そうなりますと有望な区域になります。

有望な区域になりますと、今度は右下の枠囲いですが、それぞれの有望な区域において法定協議会が設置されて、まさに今日のように御議論がスタートをします。で、協議会がとりまとまりますと、今度は経産・国交両大臣による促進区域の指定ということになります。区域が指定されます。今度は経産・国交両大臣が発電事業者の公募を行います。その上で1つの海域に対して1つの事業者が決まる。選定された事業者に対しては再エネ特措法の認定ですとか、それから国交大臣による海域の占有許可がなされて、事業がスタートしていくという流れになります。

次の8ページ目を御覧いただければと思います。この再エネ海域利用法の施行状況でございますけれども、右側の表を御覧ください。現在、促進区域は10個ございます。その

うち①番から④番、それから⑥⑦⑧という3海域、合計7つの海域で事業者が選定済みになっております。ちょうど⑥⑦⑧については、12月13日に選定事業者を第2ラウンド公募の選定結果として御報告をさせていただいております。⑤番については、秋田県の八峰町能代市沖ですけれども、こちらについては現在、選定作業がまだ続いておりまして、年明け3月に選定事業者を公表する予定でございます。

ここ北海道檜山沖ですけれども、それを含めまして、現在、有望区域については⑩番から⑱番までの9海域でございます。

次のページ御覧いただければと思います。9ページ目です。こちらは法律ではどのように促進区域として指定がなされていくのかの指定基準を示したものになっています。全部で6つの基準が定められております。

具体的には下の点線枠囲いにありますように、まず第1号、これが自然的条件と出力の量でございます、気象とか海象、そういった自然的条件が適切かということです。

第2号が航路等への影響でございます、航路、それから港湾の利用、保全、管理に支障を及ぼすことなく、発電設備を適切に配置することが可能かというもの。

第3号が港湾との一体的な利用です。

第4号が系統の確保でございます。

第5号が漁業への支障ですけれども、漁業に支障を及ぼさないことが見込まれるかというもの。

そして第6号が、他の法律における海域、水域との重複がないかというものでございます。

続きまして10ページ目でございます。これは促進区域になった後に、発電事業者を国が公募して選定する際の公募の審査、評価の流れをお示したものです。全部で240点満点で評価をすることにしています。

まず左側からですけれども、kW当たりの供給価格（円）について、供給価格点を120点で評価をします。併せて右側の青いところですが、事業実現性に関する要素ということで、こちら120点満点で評価をいたします。その際に事業の実施能力80点、それから地域との調整、地域経済等への波及効果40点ということで評価をいたします。この40点満点のうち、上から3つ、関係行政機関の長等との調整能力から地域経済の波及効果、ここについては当該海域を見ております都道府県知事に評価をいただくことになっております。

それから、まさに今日からキックオフでございますけれども、将来、発電事業者に対して求めていく内容、そういったものを、この法定協議会の中でも整理をしていくわけですが、協議会でとりまとめられた内容が満たされていて初めて評価の対象になるというようになります。

続きまして11ページ目でございます。こちらは促進区域内海域の占有についてということで、こちらは国土交通省、榊原所長から御説明いただければと思います。

よろしく申し上げます。

#### ○国土交通省（事務局）

承知しました。11ページの促進区域内海域の占有について御説明いたします。

まず促進区域内の海域で占有を行うためには国土交通大臣の許可が必要となっております。国土交通大臣は、風車などの発電設備の設置に係る占有を許可するにあたりましては、公募によって選定された事業者が、本協議会の構成員であります関係漁業者の皆様の了解を得ることを許可の条件としております。

続いて、占有許可の対象とならない行為についてです。まず漁業に関する行為につきましては、基本的に一時的なものであって、占有許可を受けることは必要としておりません。この漁業に関する行為というものには漁網等の設置が含まれており、容易に移動が可能な養殖に使用されるものや定置網についても、その範囲内となります。ただし、漁業用工作物や魚礁の設置につきましては占有許可の対象になることもありますので、占有許可が必要かどうかにつきましては個別に御相談をいただきたいと思っております。

最後に占有料についてですが、発電設備の投影面積やケーブルの長さ、また魚礁の設置面積などに基づいて算定をすることになります。

説明は以上になります。

#### ○経済産業省（事務局）

ありがとうございます。

それでは続きまして、今般の協議会についてということで、13ページ目を御覧いただければと思います。

13ページ目ですけれども、協議会の法律上の位置づけについてです。こちらは先ほど申し上げましたように法定の協議会になります。経産大臣、国交大臣、それから関係都道

府県知事はということで、促進区域の指定、それから海洋再生可能エネルギー発電事業の実施に関して必要な協議を行うための協議会を組織することができるというふうに法律上規定されております。協議会において協議が調った事項については、協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならないというふうにしています。

この協議会は、更に閣議決定をしております基本方針ではどのように位置づけられているかというものでございますけれども、こちらは発電事業については、長期的、それから大規模に海域を利用することになる。そして地域や当該海域の先行利用者に大きな影響を与える可能性があるため、経産・国交両大臣、それから関係都道府県知事は、関係市町村の長、関係漁業団体、海運事業者、海底ケーブルの設置者、その他の関係者と十分に意思の疎通を行い、丁寧に協議を行うことに配慮する必要がある。

それから2つ目ですけれども、再エネ海域利用法に基づく協議会の運営に当たっては、経産大臣、国交大臣、それから都道府県知事は、発電設備の整備に係る海域の利用に関し必要となる情報の提供を行いつつ、協議の円滑な進行に努めるとともに、地域利害関係者から提出された意見について十分に配慮することとする。

そして3つ目です。経産大臣、国交大臣は、漁業・地域との協調の在り方について協議会での協議が調った意見については、その内容を公募占用指針に反映すること等により、その協議の結果を尊重することとする。

4つ目ですけれども、経産大臣、国交大臣、それから知事は、現地工事の着手など、海洋再生可能エネルギー発電事業の実施における主要なタイミングごとに協議会等を適宜設けることとする。そして透明性の確保という観点から、協議会は原則として公開で行うこととするというふうに基本方針上、明記されております。

次の14ページ目でございます。こちらは協議会の意見のとりまとめ、それから地域の将来像というものですけれども、昨今開いております法定協議会、これは他海域の事例で、この後に出てまいりますけれども、協議会の意見のとりまとめは、最近はこのように構成しております。下の方の表を見ていただければと思いますが、選定事業者に求める事項と併せて地域の将来像というものを皆さんで議論しながらとりまとめて、この中で書くようにしています。

まず選定事業者に求める事項については大きく4つありまして、1つ目が地域、漁業との共存共栄策を実施すること。2つ目が漁業影響調査。そして3つ目が発電設備の設置とか発電事業を実施するに当たっての留意点。4つ目が環境配慮に関するものです。併せま

して地域の将来像ということで、そこには例示で長崎県の西海市江島沖、新潟県の村上市胎内市沖の例を書いておりますが、将来、選定された事業者が地元に入って事業をやりながら、どういう地域振興策、どういう漁業振興策を実施して、この地域の将来をどのように発展させていくのかという、その地域の将来像も併せて皆さんに御議論いただいて、とりまとめの中に書くようにしております。

上の青いところを見ていただければと思いますけれども、矢羽のところです。協議会で合意した事項はとりまとめとして文書にするわけですが、協議会の構成員、これは実は発電事業者が決まった後は、この発電事業者も協議会の構成員になります。したがって、このとりまとめに書かれた内容は、構成員、すなわち発電事業者も含めて尊重しなければならない。選定された発電事業者は、当然のことながら、地元と一緒にあって、この将来像に掲げられている内容、それから地域振興策、漁業振興策、これも地元と一緒にあって実現していくことが求められるというものになります。

次のページをお願いします。15ページ目でございます。漁業影響調査の考え方ということで、協議会の中で、ほかの海域、第2ラウンド、第3ラウンドの海域では議論させていただいてとりまとめに記載していますけれども、下の絵のところにありますのは新潟県の村上市胎内市沖での事例になります。取り扱う魚の種類は、やはり各海域ごとに異なりますので、その地域の特徴を踏まえて、魚種、それから調査する時期はいつなのか。そして評価指標です。どういった指標を設定していくのか。例えば漁獲量、水揚げ量なのかです。そして、どのように調査をしていくのか。下に全部で(a)から(e)までの5つのグラフがありますけれども、洋上風力を実施する前とそれから実施中、実施後で、これは促進区域の中のみならず、促進区域から外れた外のエリアでも同じように評価指標に基づいて実際に評価をして、指標を取ってみて、トレンドが同じであれば、これについては洋上風力ではなくて、例えば地球温暖化による影響なんだろうとか、一方で、この傾向が促進区域の中と促進区域の外で違っていれば、これは洋上風力による影響ではないとか、そのように評価をする形で、その評価の仕方についてもあらかじめ、例えばこういう海域では事前に議論をして整理をしているという事例がございます。

そして16ページ目でございます。こちらが他の区域の協議会の開催・運営についてということで、どういう形で進んできているのかということ为例示でお示しをしたものになっています。概ねどの海域でも協議会のとりまとめの骨格は同じでして、全体理念があって、それから地域や漁業との共存があって、そして洋上風力発電設備の設置位置、建設、

あとは発電事業実施に当たっての留意点があり、そして環境配慮事項があり、そして先ほど申し上げました地域の将来像という形で構成をしております。

17ページ以降は、実際の各海域の法定協議会の取りまとめの概要を示したものです。法定協議会のとりまとめそのものは今日、大部になって大変申し訳ないんですけども、参考資料4-1から参考資料4-6まで、各海域の法定協議会のとりまとめをつけております。

これは八峰能代の協議会意見とりまとめでございます。それから次のスライドが、18ページ目ですけども、長崎県西海市江島沖。このように見ていただきますと、実はとりまとめまで決まった回数はございません。大体3回とか4回でとりまとめられている事例もありますが、併せて漁業影響調査の仕方、どのように調査をしていくのかということをお議論いただくために、実務者会議というものを、この法定協議会の下にぶら下げて設置をして議論いただいている事例もございます。我々は回数は何回でということを決めているものではございません。皆様と御議論をしながら、とりまとめに向けた議論を進めていくということで進められればというふうに考えております。

併せて今度は資料5のほうを御覧いただければと思います。資料5でございますが、こちらは、この北海道檜山沖区域の概要図を示したものになっています。

まず右上に図集①とありますけれども、この海域の位置をお示ししたものになっています。この一点鎖線で囲われているところが現在検討されている有望な区域に当たります。

続きまして次のページ、図集②ですけども、図集②のほうは自然的条件の中でも風況について示されたものになっています。この海域を見ていただきますと大体、黄色からピンク、濃い赤というあたりに位置しております、黄色ですと大体7.0～7.5m/s、それから赤いところになりますと8.5～9m/sとなります。

そして図集③ですけども、こちらが水深を示したものになっております。この一点鎖線の中の有望区域のところを御覧いただきますと、大体、水深が30m、50m、少し深いところになると100m近くになる。そういう形になっています。

そして図集④でございます。図集④は船舶通航量をお示ししたものになっています。青い帯のところですけども、これが1か月当たり6～30隻という船舶通航量になっております。

そして最後、図集⑤でございますけれども、こちらは港湾区域、漁港の区域、海岸保全区域、低潮線保全区域というものでございます。

大部になりますけれども、資料4、5については以上でございます。

ありがとうございます。

○足利大学（座長）

御説明、ありがとうございました。

それでは、構成員の皆様から御意見、御質問を頂戴したいと思います。なお、御質問につきましては、最後に事務局のほうからまとめて回答していただくというふうにしたいと思います。

では、構成員の皆様を順次、御指名させていただきたいと思います。

まずは上ノ国町様いかがでございましょうか。

○上ノ国町

分かりました。私の方から意見を述べさせていただきます。

実は先週の土曜日、12月16日付けの北海道新聞に「秋田洋上風力、地元理解半ば」という大きな見出しで一面を使った秋田洋上風力の記事が掲載されておりました。私も興味を持って見たんですが、記事の中では、ホテル関係者の声として、工事の作業員や視察などで連日満員になったと驚いているという声もある反面、実際の仕事は送電線が陸揚げされてから変電所までつなぐ一過性の工事しかなかった。また、つくられた電気も関東方面で消費され、再エネを地域振興につなげる仕組みがないという住民の厳しい声も紹介され、一定の効果が表れている反面、地元が恩恵を感じているのはごく一部にとどまっていると結論づけておりました。そういう中で、我々もこれから檜山で洋上風力事業を推進しようとしている側としては、秋田の洋上風力事業を他山の石としていかなければならないと意を強くしたところであります。

そのような趣旨も踏まえた中で、私からは、檜山地域全体のお話をさせていただきます。

まず最初に、檜山地域は、関係機関が一体となって洋上風力発電事業を促進し、我が国全体の脱炭素に貢献するとともに、当該地域でグリーントランスフォーメーション、いわゆるGXを実現させたいと考えておりますが、当該地域の現状は、北海道内の平均を上回る人口減少や少子高齢化、併せて基幹産業である漁業においては想定外の資源の減少による漁獲高の低迷という大きな課題を抱えております。このような中、地域においては、都会の子育て世代を対象に一時預かりと移住体験を組み合わせた保育園留学による関係人口

の拡大や、漁業でいうと、ニシン、サケ等の種苗放漁、トラウトサーモン養殖による育てる漁業などの地域振興に果敢に取り組んでいるところであります。

このたびの洋上風力発電事業を推進する中では、持続可能な地域の形成とカーボンニュートラルに貢献するとともに、地域の産業振興や雇用創出、そして持続的な漁業の発展を目指してまいりたいと考えております。本日配付しました参考資料5にありますが、要請書は、こうした地域の思いを国においても御理解いただけるように、去る11月22日、任意協議会であります檜山管内洋上風力事業推進協議会の名の下、経済産業省資源エネルギー庁へ提出したものであり、私からは、この参考資料5の要請書の項目をもって意見を述べさせていただきます。

初めに行政・住民サービスの向上といたしましては、1つ目として、事業者は檜山地域の持続的発展に寄与するため、企業版ふるさと納税等により、地域を応援していただきたい。

2つ目として、基金への出捐金の算定基準は、先ほど他の町村にありましたように、これまで既に公募された地域との均衡を保つために算定基準の見直しは相当難しいものと理解しておりますが、今後においては、エリアに含まれる自治体数や財政力指数に応じた何らかの配慮をしていただきたい。

3つ目として、檜山地域でつくられた電力は需要が大きい都市に送電されるばかりではなく、当該地域で地産地消されることも必要と思います。できれば、地域の公共施設や医療施設などへ事業者が無償で供給いただきたいが、叶わないとしても、送電できるシステムを構築してくれることにより、檜山地域への企業誘致の機運が高まるものと思われま

す。4つ目として、水素エネルギーを活用する技術はまだまだ発展途上かと思われま

すが、将来的には有望なクリーンエネルギーであると確信しておりますので、事業者は水素や蓄電池を活用した交通手段を、実験的にでも檜山地域で実施していただきたい。

続いて地域経済の振興といたしましては、1つ目として、事業者は檜山地域に現地事務所を構えて、グリーントランスフォーメーションの実現のため、グリーン水素の製造などを行う脱炭素関連企業の当該地域への立地を促進し、新たな雇用や産業の創出に努めていただきたい。

2つ目として、事業者は洋上風力建設まで、事業の調査、建設、運営等の各段階において、檜山地域の企業を活用していただきたい。

3つ目として、事業者による洋上風力関係作業員のスキルアップメニューを構築し、地

域の人材育成及び確保を図っていただきたい。

4つ目として、国及び事業者は檜山地域における一次産業の振興のため、次の取組を行っていただきたい。経済産業省及び水産庁による水素や蓄電池活用漁船リース制度の新設。海況提供デジタル機器の提供と、その機器を稼働するための電力供給の支援。漁業団体などが行う養殖施設や共同利用施設に係る電力供給の支援。檜山地域漁業者の所得向上のため、近年、来遊が増加しているマグロ等、漁業資源の十分な漁獲枠の確保もしていただきたい。次にブルーカーボンに寄与する藻場の形成や、風車構築物を利用した水産振興。そして地域の農林水産物及び加工製品の販路拡大、Jクレジット創出への協力。

そして5つ目として、事業者は、檜山地域が自然環境を守りながら地域の自然や文化を生かした観光地づくりを実現できるよう、ハード及びソフト面の両面において協力していただきたい。

続いて、推進基盤の整備といたしましては、これは国に要請する部分もあります。1つ目として、洋上風力発電事業及び関連産業の振興を図るためには物流インフラの確立が必要不可欠です。このためには国による函館江差自動車道、木古内～江差間の早期事業着手と、江差側からの整備着手をお願いしたい。

2つ目として、国による基地港湾の早期指定、並びにそれを補完する檜山地域の江差港及び瀬棚港の港湾整備と活用をお願いしたい。

3つ目として、浮体式洋上風力は海洋景観の保持にも有益なことから、浮体式洋上風力発電の導入の可能性が高い海域において、海底地盤等、調査の実施を検討していただきたい。

以上、檜山地域が目指す将来像並びにそれを実現するための取組、及び関係者の支援、協力について述べさせていただきました。

なお、洋上風力発電事業を進めるには、その海域で生計を立てている漁業者の協力が欠かせません。そのため、漁業振興策に重点を置いた取組が重要と考えておりますので、委員の皆様も、その点を御理解願いたいと存じます。

以上です。

○足利大学（座長）

貴重な御意見をありがとうございました。

これにつきましては、協議会の中で、いわゆる優先順位も含めていろいろ協議できると

思いますので、後でまとめて質問にお答えする、あるいは御要望にお答えするという形にしたいと思います。

○上ノ国町

分かりました。

○足利大学（座長）

それでは、以下、順番で御指名させていただきますが、江差町さん、いかがでございましょうか。

○江差町

江差町の照井です。今ほど上ノ国町の工藤町長が檜山全体のお話もしていただきました。重複する部分があるかもしれませんが、御容赦いただきたいと思います。

江差町といたしましては、この洋上風力発電に協力をしながら、地域振興を考えていきたい。そういうふうに思っております。ただその一方で、この洋上風力の推進が100%いいものかという、私はそうではないと思っております。いろいろところでコスト、負担をかける。それをいかに許容できる範囲に収めるかということをしっかり考えていかなければならないのではないかと私自身は感じています。

その上で、なぜ推進していくべきかということですが、今、国際情勢が不安定な中、食料あるいはエネルギーのコストが非常に高くなっている。これはまさに我が国が食料やエネルギーを他国に頼る情勢をつくっているからだと思っております。我々の地域は都市にはできない機能、食料を供給すること、エネルギーを生産すること、このことによって我々の地域の存在価値、存在意義をしっかりと都市部の皆さんに認識していただいて、都市にも必要な地方の町ということで檜山沖を考えていただくことが大事だと私は強くそう感じています。そういった中で洋上風力の推進というのは、大きくそれを前進させる、国にも貢献し、そして地域にもプラスになる。そういうものにしていかなければならないと思っております。

江差町といたしましては、現在、この洋上、陸上も含めてですけれども、環境省の補助をいただきながらゾーニングの策定をしています。先行してせたな町さんがゾーニングをしていますので、それを参考にしながら、令和5年度中の策定に向けて、今、関係委員の

皆さんと議論を交わしながら、当然、漁業者の皆さんにも入っていただきながら、今、議論を交わしているところです。そういった中では先ほど資料5で檜山沖区域の概要図というところで、いろいろな要素、風の強さとか、水深とか、あるいはフェリーの航路とか、漁場とか、様々な要素を考慮した中で、江差町として促進する区域、あるいは調整が必要な区域、あるいは不適な区域、あるいは保全していくべき区域ということで4つの区域に区分して、この洋上・陸上自然再生可能エネルギーの推進に向けて準備を進めているところです。

その中で、やはり先ほど工藤町長からもお話がありましたけども、我が町は江差港という港を抱えています。ここを最大限有効活用しながら地域の振興に当たっていただくということが我々の地域にとって大事なのではないかとこのように考えています。そのことも踏まえて、この協議会での議論をしっかりと我々も踏まえながら、ゾーニングと向き合って行かなければならないと思っています。

その点で一点、私が懸念して、この協議会の中でぜひ御議論いただきたいと思っていることが、境界あるいは固定資産税などの利害関係が重複する、調整が必要な場面が出てくるのではないかと考えています。先般、北海道新聞では、石狩市と小樽市の固定資産税のお話が出ていました。それぞれの主張に一理あるというふうに思いながらも、せっかく地域で推進していくものが隣町や近隣各町とのトラブルを招くようなことがあってはならない。まさにこういったものを調整する場がこの法定協議会ではないかというふうに思っています。そういったことをしっかりとこの場で議論していただくよう、よろしくお願いを申し上げます。私からの発言とさせていただきます。

よろしくお願いたします。

○足利大学（座長）

ありがとうございました。

それでは次は、せたな町さん、いかがでございましょうか。

○せたな町

ただいま石井室長のほうから、洋上風力発電と再エネ海域利用法等の概要ということで、この導入の意義から地域の将来像ということまでについて詳しく御説明をしていただきました。せたなといたしましても、この事業によって漁業をはじめ一次産業の振興や、まち

づくりを推進してまいりたいと考えているところでございます。そこで、せたなからは4点につきまして御発言をさせていただきたいと思っております。

檜山沖の洋上風力発電事業につきましては、令和2年1月に檜山管内洋上風力連絡協議会を発足し、翌年2月には檜山管内洋上風力事業推進協議会として、檜山沖洋上風力の円滑な導入推進に向けた活動を檜山管内の関係機関の協力の下に行ってまいりましたが、洋上風力発電事業と地域との共存共栄策の具体的な協議や検討を行ってきたわけではございません。それらの具体的な取組を進めていかなければならないと考えるところであります。ですから、檜山全体としての共存共栄策のあり方、各町の考え方もありますので、この協議会の中で検討できればというふうに思っております。

2点目は、洋上風力発電事業における漁業者から心配の声も聞こえるため、漁業影響調査の実施、これと持続可能な漁業振興・発展への支援策を検討していただきたいと考えております。漁業への影響がどれほどあるのか。他の海域の状況や既に運開している洋上風力発電事業などの情報も共有いただきながら進めていければと考えております。

3点目ですが、洋上風力発電事業における電力の地産地消及び非常用電源としての活用を検討いただきたいと思います。法律的な部分や事業性の確保など、難しい部分もあろうかと思いますが、地元で発電された電力がこの地域で利用できる意義は非常に大きいというふうに考えておりますので、これの実現に向けた取組をお願いしたいと思います。

最後は、檜山管内には地方港湾であります江差港と瀬棚港があります。将来のOM港、維持管理拠点港としての位置づけとともに、メンテナンスに関する産業の誘致、雇用創出など、地域経済の活性化を期待していることから、こうした早期の港湾整備、これらについて要望させていただければというふうに思います。

以上でございます。

○足利大学（座長）

ありがとうございました。

せたなならではの意見でございました。ありがとうございます。

それでは次は八雲町さん、いかがでございましょうか。

○八雲町

八雲町長の岩村です。よろしく申し上げます。

八雲町は、この再生可能エネルギーは率先的に進めているという町であります。太陽光発電にしても、100メガ以上の発電、更に牛糞のバイオマスは5か所、更に熊石地域では来年6月に小水力の発電所が発電を始める。そして熊石では、まだ小水力の可能性があるということで、今、調査をしています。それと地熱発電については、3か所掘りましたけど、2か所ぐらいは可能性がありませんけど、もう1か所、可能性があるということで今、調査をしています。

この洋上風力に関しては、再生可能エネルギーを進める上でも八雲町は全面的に協力していこうという思いであります。しかしながら、やはり地元の漁業者が一番、漁業に影響があるのではないかとということでありますので、まずは工事中、これからの調査にしても、漁業者の皆さんに何かの恩恵があるように進めてほしいと思っています。

この洋上風力については、私はマイナスばかりではなくて、プラスもあるのではないかと考えています。熊石の海岸は磯焼けというものが進んでいまして、今、八雲町も熊石の磯焼けの対策と、新日鉄の鉄鋼スラグをやりながら、少しずつ調査をしながら進めていますし、更に昆布の養殖も進めていますので、その辺、自立する、この洋上の、これから多分、いろいろな部分で、マイナスもあるかもしれませんが、プラスもあるのではないかと考えています。

それで漁業振興にしても、今、熊石地域で北海道で初めてのトラウトサーモンの海面養殖を進めて、5年目に入りました。やっと卵から孵化をして海に入れるということまで来ましたので、熊石、日本海側で一番大変なのが冬に時化るということで、せっかくつくった外海に出した生け簀が壊れてしまうということがあるので、私が素人ながら期待しているのは、自立する洋上風力の基礎に試験的に40メートルぐらいのサークルをつくって、そこに生け簀をつくり、トラウトサーモンの養殖の試験ができないかと考えています。それは、今のところ、陸上から3キロぐらいなので、陸上から餌をやる、そんな仕組みで考えたかどうかと思っていますし、更に陸上の、今、我々は海でアワビの養殖もしていますが、陸上のアワビの養殖とか、海洋深層水を使って植物プランクトンの培養、これはカキもいけるのではないかと。いろいろな漁業者に対しての養殖を進めようと思っていますので、その辺の何か支援もいただければという夢を抱きながら、全面的にこの洋上風力を支援していこうと思っています。

そして、我々、日本海側と太平洋で多分一番近いルートであります277号線がありますので、この辺もこれからいろいろなものが資材等々も運んだり、いろいろなことが起き

ますので、その辺の整備もできたらと勝手に思っていますので、よろしく願いいたします。

以上であります。

○足利大学（座長）

ありがとうございました。

八雲町さんは非常に再エネにも積極的に取り組んでこられたとか、トラウトサーモンの養殖の話とか、非常に夢があって素晴らしいと思います。こういうことは、これからの協議会の中で、多分、かなりの確度で実現できるのではないかというふうに思いますので、ぜひ貴重な意見をまたいただきたいと思います。ありがとうございます。

それでは、北海道漁業環境保全対策本部のほうからいかがでございましょうか。

○北海道漁業環境保全対策本部

環境本部です。

まず要望事項ですけれども、本協議会につきまして促進区域指定ありきで進めることはなく、漁業者が理解・納得した上で丁寧な取り進めを行うように要望するとともに、特に漁業影響調査に関しましては、漁業者が納得する調査内容であることはもちろんのこと、調査期間、モニタリングの期間についても、他地区の事例と同様にするのではなく、この地域の漁業者が納得するものとしていただくとともに、その際は公募占用指針等にもしっかりと明記していただくことを要望します。

あと、質問ですけれども、風車設置建設によりまして、潮流の変化等によって漁業施設周辺、もしくは漁港等に砂が堆積することも可能性があると思います。その際は、風車建設が原因ということであれば、事業を行っている長期間に砂の堆積が及ぶことが予想されます。その際は誰の責任において浚渫工事等が行われるのか、お聞きしたいです。

以上です。

○足利大学（座長）

ありがとうございました。

やはり漁業者がまず納得するというのが一番です。それから、今の砂の堆積、これは後の質問のほうでまたお答えいただけるかと思いますので、よろしく願います。

それでは、ひやま漁業協同組合さん、いかがでございましょうか。

#### ○ひやま漁業協同組合

どうも、ひやま漁協の工藤です。私のほうから、紙面にまとめましたので紙面にて発言させていただきます。

当組合では、漁業者の高齢化や急激な海洋環境の変化による水揚げの減少が今後増加することが想定されること、また、各種施設の老朽化による解体や更新で経費の増大が考えられること、それにより漁協経営の持続に強い危機感を抱いているところでございます。

また、当組合の考えは、洋上風力を推進することにより、現在の浜からの経営負担金や販売手数料の軽減などに資する振興策を実施し、将来にわたって安心して漁業で生活できる環境をつくるのが一番と考えているところでございます。

漁業振興策の実施に当たっては、基本的には漁協を核とした事業展開が必要であることから、建設期間中においても漁協の経営安定にも直接に資するような項目、例えば漁業関連施設等の更新や改修、漁業生産に必要な冷凍冷蔵施設や活魚水槽で使用する電気料を軽減するような取組なども検討していただきたい。そのことにより、現在高い水準にある組合員の経営負担金や販売手数料の軽減が図られ、漁業者が安心して将来にわたり、漁業経営の継続ができることと考えると同様に、洋上風力を推進することにより、メンテナンスに係る警戒船を出すなどの発電事業に関わることも期待できるところであります。漁業者の確保・育成に向けた取組の一つとして、安定した収入を見込めることは漁業経営者の増加につながり、浜が将来にわたり存続していくものと強く期待しているところでございます。

その他、漁業振興の取組としては、檜山広域で展開しているニシン、ナマコの増養殖事業や、サケの孵化増養殖事業があるほか、建設後には風車構造物を活用した漁業振興、更に当地区の重要施策として、風車構造物を利用した密漁監視に係る監視設備の設置も要望したい。また海洋漂着物の回収などの漁場環境の保全や漁場の造成を含めた水産資源の管理・増大に資する取組のほか、檜山産の魚介類の販路拡大や観光と連携した漁業など、取組は様々と考えるので今後、協議させていただきたい。

最後になりますが、当然のことながら、漁業への影響は心配しているところでございます。具体的には、設置した際の潮流の変化や海底の砂の移動等による海底の変化の懸念といったことでございます。事業の実施に当たっては、建設前から適切な漁業影響調査が行

われるように今後、調査していただきたいと思います。

ただ、最後に私の見解といたしましては、こういう厳しい漁業環境でございますけども、ほぼ500名、今、460名の正組合員がいます。この組合員は、広域で発足当時は1,500名弱、組合員が30年たって今、460名です。その460名の漁業者が建ててよかったと納得し得る情報を、ぜひとも、この法定協議会で導き出してほしい。そのように思うところがございますので、第2回、第3回に当たっては、法定協議会もそうですけども、その下の分科会か何かそういうものもできないのか。もう少し細部にわたった協議ができないのかなと思うところでありますので、ぜひともお願いしたい。

以上でございます。

#### ○足利大学（座長）

ありがとうございました。

今、最後の御要望は、地域共生がキーワードでございますので、やはり地域に本当に寄り添った形で、困った点はこういうことですか、こういうことはどうでしょうかみたいな、そういう話合いが多分できると思いますので、よろしく申し上げます。

先ほど、せたな町さんのほうで電力の地産地消の話が出ましたけど、今のお話の中の漁業施設に例えば冷凍装置の電力はこの電力を使いましょうみたいなことも多分行けると思っています。ですから、具体的なことはこれからですけれども、地域にとにかく、先ほどもお話があったように、風力発電をやってよかったと言われるような、そのような形で進めるというのが、この先の話になると思います。よろしく申し上げます。

それでは今度はハートランドフェリーさん、いかがでございましょうか。

#### ○ハートランドフェリー株式会社

ハートランドフェリーの佐藤でございます。よろしく申し上げます。

弊社は江差港から奥尻島へ毎日、離島航路として、奥尻島民の生活の足として運航しているわけですけれども、この先もずっと、島に人がいる限り、弊社は運航していくと思うんですけども、将来にわたって、風車がやはり航路上の障害物や危険物にならないように、今後、経済産業省さんと綿密な打合せをしながら、ルート、場所を決めていっていただきたいというふうに思っております。それのみです。

以上です。

○足利大学（座長）

ありがとうございました。

それから次はNTT東日本、どうぞ。

○NTTワールドエンジニアリングマリン株式会社

NTT東日本の代理としまして、NTTの海底通信ケーブルのほうの施工・保守をさせていただいていますNTTワールドエンジニアリングマリンの田島と申します。

私のほうも長崎県の西海市・五島市の協議会に参加させていただいておりますが、今回、檜山沖の海域の既設の利用者ということでNTTとしては参加させていただいている立場というふうに考えております。

洋上風力の資源の利活用というところは非常に全国的にも推進が進められておりますが、我々からの要望としましては、既設の海底通信ケーブルが今、奥尻島のほうに結ばせていただいておりますが、それらもライフラインの一つという形で通信の関係についても御配慮いただけるような御検討をいただければということをお願いしたいと思っております。

我々からは以上となります。

○足利大学（座長）

ありがとうございました。

それでは、白石委員、どうぞ。

○北海道科学大学

洋上風車の建設中、建設後のオペレーションあるいはメンテナンスに当たって、この海域の沿岸の複数の港湾が長期にわたって活用されていくと思います。このような観点から、このような洋上風力発電の実現並びに稼働は、この地域の活性化に大きく貢献していくのではないかと考えております。

また、先ほどからも少し話があったように、この地域の交通については、それを確保することがだんだん困難となっておりますが、この地域の交通確保のため、洋上風力発電の発電が生み出すエネルギーの利用の道、こういったものも御検討していければいいかなと思っております。

それから、洋上風力発電は環境に優しく、これから2050年カーボンニュートラルに向けての有効な方策だと思います。この地域の若い人たち、とりわけ小中高校生、そういった方々に再生可能エネルギーのもたらす良い影響、そういったものが実現することによって環境に優しい社会が実現されるというような形で環境教育の場としても活用いただければと願っております。海外でも、そういった施設が建設されて活用されているという事例はいくつかありますので、そういったことも踏まえて検討を進めていただければと思います。

以上です。

○足利大学（座長）

ありがとうございました。

それでは、飯田委員、いかがでございましょうか。

○東京大学

東京大学の飯田です。

風力発電は、この地域でかなり昔から広がっていて、先ほど、せたな町長さんですとか、多くの応援のコメントもいただいて、かつ八雲町では再生可能エネルギーを利用した海のブルーカーボンの話とか、そのような前向きなお話もいただけて、すごく勉強になりました。

私からはこの議論の中で少し気になっているというか、留意が必要かと思っているのは、非常に広範な地域を今回取り扱っていて、先ほどオブザーバーの町の話もありましたけれども、いろいろな地域にわたって、この取組が進められるということで、やっぱり地域中での合意形成とか、意見聴取とか、何というか、落とさず、すべからく広くの人たち、この地域の人たちに応援いただけるようにしていくためには、いろいろなお話し合いが必要ではないか。そこは今回、構成員の方々のみならず、オブザーバーの町の方々も一緒に取り組んでいただく必要があるかと。

特に、我々、実は東大先端研と上ノ国町は協定を結んでいて、地域振興と地元の子供たちの教育等々の取組をいろいろ進めているんですけども、先生たちもお話をするのは、やはり上ノ国、檜山地域に来て、すごい自然豊かだねと、そういうようなお話も多く伺います。そんな中、残念ながら、なかなか若い子たちがうまくとどまって育っていかないとい

うところも皆さんの悩みとしても伺っていて、そういう意味で漁業協調等々の実質的な利害関係を伴う方々とともに、先ほどひやま漁協の工藤さんからもお話があったように、将来、良かったねと言ってもらう、将来の子供たちに向けた適切な意見交換というか、そういう話も非常に重要じゃないかと。そういう意味で自然と地域との共生、更には複数の自治体の中で適切な意見交換を育む場、そういうところをうまく繋いでいかないと一部取り残されてしまう地域とかが出てきてしまうのではないかということ懸念しておりますので、どうぞ御検討いただければと思います。

よろしく申し上げます。

#### ○足利大学（座長）

ありがとうございました。

おっしゃるとおりで、前回、実は松前であったんですけども、やっぱり関係する自治体が全然違うんです。ここはすごく多いですから。そういうことで全体がやはり協調してやっていけるような形にして、先ほどのオブザーバーの件もありましたけれども、要するに全体が一体になって取り組んで、この地域全体を盛り上げていこうと。これは非常に重要だと思いますので、具体的な方策はまたこれからですけど、ぜひそういう考えでいきたいというふうに思います。飯田先生、ありがとうございました。

それでは最後に竹内先生、どうぞ。

#### ○東邦大学

ありがとうございます。

今、牛山先生、飯田先生からもありましたように、本当にたくさんの地域が関わっているというところで皆さんのお話を聞かせていただいて、私自身もお伺いした内容を消化するのに少し時間がかかっているんですけども、少し印象に残ったところに関してコメントさせていただけたらと思います。

工藤組合長からありましたように、やはり浜が継続して活動できることというのは、日本の食料自給率を安定させていくというところに対しても、また漁業文化を残していく、守っていくというところに関しても大変大切なことだと思いますので、いかにして持続可能に漁業をしていけるのかというところに関して、設備に投資していくということは大変重要だと思います。一方、先ほど分科会というお話もありましたが、具体的に設備を投資

して何を実現していくのか、そして漁業者の方々が将来像をどのように描いているのか、というところを実際考えるのは大変なところもある一方で、今後のことを、将来のことを、明るい未来のことを若い人たちも含めて考えていくというところは、わくわくするようなところもありますので、そういうところと一緒に考えていけたらというふうに感じました。

また上ノ国町長に地域の声をもとめていただいております、そのような仕組みがあるということは大変心強いというふうに思いました。これから、それらをいかに具体的にしていくのか、更に基金をどのように具体化したものを運用していくのかというところまでを考えていくということも大変重要だと考えております。

地域の将来像というものをこちらで話し合っていくというところが、この地域でやることの意義というふうに考えていますので、せたな町長からお話があったような、檜山全体での共存共栄のやり方ということを考える方向性は大変重要だと思っております。また八雲町長からありました、コンブ養殖のように自律する事業を生み出すチャンスという言葉がすごく印象に残っておりまして、やはりこの洋上風力というのは一つのチャンスになりますので、これを一つの契機として地域で新しい産業を生み出していく。そういうところが法定協議会の中で具体的に議論ができるといいのかと思いました。

以上です。

#### ○足利大学（座長）

ありがとうございました。

オブザーバーの方も含めてですけれども、奥尻町さんはオンラインですか。もしオンラインで奥尻町さん、何か御意見を賜ればと思いますが、いかがでございましょうか。

#### ○奥尻町

奥尻町の新村と申します。

座長から協議会のオブザーバーとして発言を求められましたけれども、具体的な事項については、今まで各町の町長さんたちが発言したようなことと共通するものになります。

まず私どもの町からは、促進区域の指定を目指す海域を有する各町のほか、檜山地域全体の地域振興にもつながるような、そういう未来につながる事業の御検討をしていただきたい、このように思っております。

また促進地域の指定を目指す海域は上ノ国町、江差町、八雲町、せたな町の4つの町の

沖合となっておりますが、私のようなオブザーバーとなっている各町からも、いろいろ漁業に与える影響等の御意見も出されましたとおり、洋上風力として資源の活用というものは、良くも悪くも、まだまだ未知数と感じております。檜山地域全体で良き理解を得られながら、地域全体の発展が図られるように地域振興につながるような、そういう事業を、またこういう会議の場で検討していけたらと考えております。

そして、管内ですと瀬棚港の地方港湾があります。奥尻港も補完港としての役割を検討していただきたいと思っております。促進地域の指定を目指す海域内には江差港と瀬棚港が地方港湾としてあり、各港には荷揚げヤードも備えておりますので、港のある各町も補完港として目指されております。私どもの奥尻町にも地方港湾として奥尻港があり、また避難港としての位置づけにも指定されておりますので、位置的にも幸い、八雲町やせたな町の一部には他の港よりも接近しておりますので、ぜひ奥尻港も補完港としての検討をしていただければと思っております。

私の方からは以上です。

○足利大学（座長）

ありがとうございました。

それでは、函館水産試験場さん、いかがでございましょうか。

○函館水産試験場

函館水産試験場の板谷です。どうも今日はありがとうございます。漁業影響調査ということで少々話題になったのでお話ししたいと思います。

風車を建てることで前浜の漁業資源、例えば想像つくのは先ほども魚種が出ていましたけれども、ウニやアワビ、それからナマコといった磯根資源というのが非常に漁業への影響が直接出てくるかというふうにも想像がつかののですけれども、この檜山地域というのは日本海のスケットウダラの資源が非常に重要な地区であります。とともに、この漁業がひやま漁協というのはスケットウダラをはえ縄という漁法で、針で一本一本丁寧に釣り上げて、その魚胎を、貴重なタラコですね、これを出荷するというので、伝統的な漁業ということでかなり昔から続けられてきました。このスケットウダラ資源というのは、昨今のいろいろな状況によって資源状態が非常に悪い状況にあったのですけれども、この20年以上の資源管理の取組で、ここ2～3年、ようやく資源が回復してきたところであります。その

一因には、日本海に分布するスケトウダラは、北海道西部から本州、それから北海道北部、宗谷海域に係る群れが一つの資源と考えられていて、その産卵場が、この檜山海域にあります。具体的に言うと、熊石地区の相沼沖というところの水深150メートル、水深150メートルというところとすごい遠く感じるのですが、この地形、先ほどの海図を見てもらうと分かるとおり、エリアからすぐそばに200メートルの等深線がありますので、その産卵場、スケトウダラの産卵という面もかなり重要なポイントだと思いますので、この協議会の中では配慮していただいて、このスケトウダラ資源がこの檜山海域だけではなくて北海道西部の日本海のスケトウダラ資源ということで、他のエリアにも関わる資源だということも検討委員会では配慮してもらえればなということでも少しコメントさせていただきます。

○足利大学（座長）

大変貴重な御意見、ありがとうございました。

それでは、オブザーバーの方を含めて御意見、御質問のある方がございましたら、挙手をして、チャット機能で合図をいただければと思いますが、いかがでございましょうか。

どうぞ、よろしくお願いします。

○防衛省

防衛省でございます。協議会への参加、発言の機会をいただいたことを感謝申し上げます。また日頃より、防衛省、自衛隊の活動に御理解いただき重ねて御礼申し上げます。

自衛隊の駐屯地、基地の間ではマイクロ波などを用いた無線通信を使用して、通信基盤を確保しているところでございます。通信回線の特性上、電波の通り道、伝播路と申しますけれども、この伝播路を遮る形で風力発電設備が設置されますと、電波の伝播に障害が発生し、通信に影響を及ぼす可能性がございます。今回の北海道檜山沖の区域については、奥尻分屯基地と青森県の大湊分屯基地の通信経路上に位置しておりまして、風力発電設備の設置により、当該通信に影響を及ぼす可能性がありますため、区域内での風力発電設備の設置に際しましては影響の有無を確認させていただく必要があるというふうに認識しております。このため、この区域が促進区域として指定される場合には、認定を受ける公募占用計画に従い、選定事業者さんが設置する風力発電設備が自衛隊の活動に影響を与えないことを防衛省として確実に確認できることを担保していただく必要がある、このように

考えてございます。この旨、協議会の御意見ですとか、公募占用指針に盛り込んでいただければというふうに考えておるところでございます。

ただ、いずれにしても防衛省として風力発電の導入促進は政府一丸となって取り組むべき課題であると思っております。自衛隊の活動の確保とともに非常に重要な政策課題と考えておりますので、引き続き、その両立を図って前に行けますように皆様と協力をしていきたいと考えております。

以上でございます。

#### ○足利大学（座長）

重要な御指摘でございました。ありがとうございます。これについては、今までも、この次のステップで、ほかの海域でもきちんと配慮して行っていますので大丈夫だと思いますが、いずれにしても、ありがとうございます。

ほかに何か御意見等はございませんでしょうか。ありましたら、合図をいただければと思います。よろしゅうございますか。

そうしたら、道庁の西岡局長から一言、お願いします。

#### ○北海道

ありがとうございます。道庁の経済部で風力を担当しております西岡でございます。

まずは本日、こうして法定協議会第1回を開催することができました。この間、上ノ国町の工藤町長はじめ、関係者の方々の多大なる御尽力をいただきまして誠にありがとうございます。改めて事務局の一員として御礼を申し上げたいと存じます。

その上で私、皆様の御意見等々をお聞きした中で若干の所見を述べさせていただこうかと思っておりますので、よろしく願いいたします。

この地域、これは言うに及ばずですけれども、全国、全道に比べて大きく上回る高齢化あるいは人口減少、これが進んでいる地域で、それに伴って当然、人手不足というものもかなり深刻な状況の中で、地域交通あるいは主幹産業の振興、こういったようなものも併せて、こういった課題、これを皆様に取り組んでいただいているのかというふうに思っておりますし、道としても、広域自治体の一員として、引き続き、こうした地域課題を共に対処に取り組んでまいりたいという思いでございますので、まずは申し上げたいと思います。

その上で今、様々、皆様から御意見を頂戴いたしました。漁業振興、養殖事業への挑戦

とか、あと再エネの更なる振興、そういったようなこと、あるいは、こういうところがまさに産業の振興あるいは雇用の創出といったようなことにもつながる。あるいは、ひいては港湾の活用といったようなところにも及んでいくというようなことだと思っております。こうした地域資源と洋上風力発電事業を結びつけた地域課題の解決という切り口、これに向けた取組につきましては、私どもも早期の洋上風力発電の実現、これを念頭に協議会の中で一生懸命真摯に議論をさせていただきたいというふうに思っておりますので、引き続きよろしく願いいたします。

その上で、少し広域的な観点から道庁としての考え方を少し述べさせていただきたいと思えます。

この洋上風力発電の取組、これはまさに海域の先行利用者である漁業の方々、この方々の皆様の理解なくしては進めることはできません。道としては、この協議会のまさに事務局の一員として、また広域自治体として、漁業関係者の皆様をはじめ、地元の皆様の御意見をお聞きしながら、漁業影響調査あるいは漁業の振興、あるいは、もっと言えば地域の振興でございます。協議会の意見のとりまとめに向けて丁寧に進めていきたいというふうに思っております。

また道といたしましては、洋上風力発電の取組を進めていくことは再エネ導入拡大という観点で重要なことは言うまでもありませんけれども、更に道内の地域振興、産業振興につなげていくことが必要であると考えております。風力発電に関するサプライチェーンの構築あるいは人材育成などを通じ、地元の檜山地域はもちろんですけれども、広く道内における関連産業の集積が進むとともに、本道の各地域を支える農林水産業の一層の発展に向けて、国内外への例えば販路拡大、あるいは高付加価値化、あるいは地域の観光振興への貢献も期待される場所であるかと存じます。更に言えば、住民あるいは地元資本の参加を通じた地域循環の仕組みづくり、こういったことも大切であると考えておりますし、北海道は大規模停電を経験した地域でございます。将来的には再生可能エネルギーの確保としてだけでなく、いざというときの分散型電源として地元の災害対応力の向上にもつながるものとなるよう、期待したいと考えているところでございます。

最後になりますが、洋上風力の導入は、地域にとどまらず、大きな経済波及効果を有するものでございまして、道庁として今進めてございますゼロカーボン北海道、こちらの実現に向けて前進するものでもございます。皆様とともに実りある共存共栄策、これを議論していきたいと存じますので、引き続きよろしく願いいたします。

以上でございます。

○足利大学（座長）

ありがとうございました。

本当に道と自治体が一緒になって行っていく必要があると強く思いました。

それでは、皆様からの御意見あるいは御質問などを賜りましたので、ここで皆様からの御意見、御質問に対して事務局のほうから回答をいただけるものがあつたらお願いしたいと思います。

○経済産業省（事務局）

ありがとうございます。経済産業省の石井です。

皆様、第1回ということでいろいろとコメントをいただきまして、どうもありがとうございます。これまで私も10を超える促進・有望区域を中心に全海域を見てきております。やはり温暖化を背景に魚種が変わってきているとか、あと漁獲高が著しく低減しているとか、あと少子高齢化、人口減少が進むという町を目の当たりにしてきております。そういった状況を踏まえすと、この地域、それから漁業と共存共栄できる洋上風力、これが極めて重要であるというふうに思っています。

共生策については、今日、いろいろとコメントをいただきました。法律に基づいて、できるもの、できないものももちろんございます。それから他海域との公平性の観点も重要ですし、江差町長からもいただきましたように国民負担の視点についても十分意識していきながら、地元と共存共栄できる洋上風力の実現に向けて共生策の内容を整理して、最大限に進めていきたいというふうに考えています。

それから、電力の地産地消の話今日は結構いただきました。第2ラウンド以降、FIT制度からFIP制度、フィードイン・タリフ制度からフィードイン・プレミアム制度にシフトしています。この制度の中では相対取引も一つの選択肢となるという制度になっておりますけれども、法定協議会でとりまとめていく中で地産地消を求めていくことで、発電事業者にそれを促していくのが第2ラウンド以降、いろいろな海域で進んでいます。

それからあとは、石狩湾とか、それから秋田の先行事例の話も今日いただきました。今日お話しいただいた内容は主に港湾法に基づく案件だというふうに我々は理解しておりますけれども、他法令に基づくものであります。今後、再エネ海域利用法に基づく、この

海域、檜山沖の海域についても、例えば今日御指摘のあった境界に伴う諸問題、こういったものについては法定協議会で整理をしていく一つの案件であろう、法定協議会の一つの役割だというふうに思っています。ただ、扱う内容によっては選定事業者が決まった後に法定協議会の中で整理をするものもあるかもしれません。このあたりも含めて皆様とよく議論できればというふうに考えています。

それから、御心配の声をいただきました。特に漁業影響ですけれども、これは諸外国を含めて先行事例がございます。私どもからというよりは、専門家の方にお越しをいただいて、次回以降の法定協議会の中で御説明、これを提供していければと思っています。

それから、洋上風力の基礎を試験的に有効活用するというお話もありました。こういった点も含めて法令との関係も整理しながら、将来的にとりまとめの中で議論して検討していければというふうに思っています。

あと、漁業影響の分科会についても言及いただきました。これは分科会はあり得るというふうに我々は思っています。次回以降ですけれども、事務局として、そういった分科会のあり方についても検討してお示しをしていければというふうに考えています。

それから、とりまとめについて、もともと法定協議会はとりまとめありき、回数ありきでは決してございません。今日、日本地図をお示しをしましたけれども、有望区域になっても協議会が進まない海域もございます。したがって、皆様との対話を通じて、その上で進むようであれば、着実に一歩ずつ歩を進めていくということだと思っています。

それから、砂の移動についての御懸念がございました。ただ、これはほぼほかの海域では示されたことのない御懸念でして、1海域あったかどうかという記憶ですけれども、整理して、次回以降お話ししたいと思います。環境影響の観点から、もしこの後、環境省から補足があれば、この砂の移動についていただければと思います。

繰り返しになりますけれども、この洋上風力は地域、漁業との共存共栄、これが大原則です。今日お話をいただきましたけれども、再エネ、特に陸上風力も含めて、先進地域でありますこの地域で洋上風力がよりよい形で進められるように、ぜひ我々としても協議会を前に進めていきたいというふうに考えております。

どうもありがとうございます。

○足利大学（座長）

ありがとうございました。

今の御説明の中に砂の移動についての話があったんですが、環境省さん、もし何か補足がございましたらお願いしたいのですが。

○環境省

環境影響審査室の鈴木でございます。

砂の移動に関して環境影響評価の中で行っている事例は限られています。檜山沖ですと複数の事業者がアセスの配慮書段階にありますが、今後、事業者が選定された後の海域調査や準備書の段階で、砂の流れについても確認をしていくということであれば、我々としてもしっかり審査をしていくということでございます。いずれにしましても、今後のアセス手続の中で、砂の流れについても必要に応じて調査・予測・評価されていくということになるのではないかと考えております。

私からは以上です。

○足利大学（座長）

ありがとうございました。

またこの先、いろいろなことがありますし、風車を設置するとき、いわゆる洗掘防止工というのを行って、それが将来、魚礁として使えるという話もあつたりしますので、その辺はまたこの次の次くらいの段階で話が出てくるというふうに思います。

それでは、大体終了予定の時刻に近づいてきたんですけれども、ほかに構成員の皆様、あるいはオブザーバーの方、何か御意見、御質問等はございませんでしょうか。

特にございませんでしたら、本日は雪で非常に足元の悪い中、皆様には御参集いただきまして本当にありがとうございました。そして貴重な御質問、御意見を賜り、誠に感謝しております。事務局におかれましては、本日の議論を踏まえまして次回以降に向けて御準備いただければというふうに思います。

それでは、以上をもちまして本日の協議会を閉じたいと思います。本日は御多忙のところ、御熱心に御議論を賜りまして誠にありがとうございました。

以上をもちまして協議会を終了とさせていただきます。ありがとうございました。

— 了 —